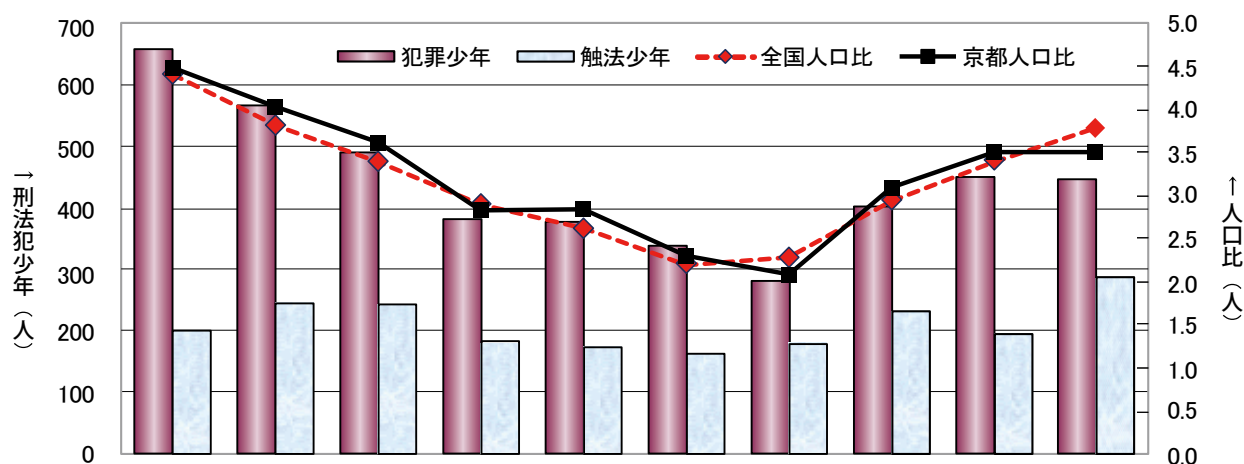


少年非行等の実態

～令和7年～



京都府における刑法犯少年の検挙・補導人員は3年連続で増加しました。
特に、刑法犯で補導された触法少年は285人で、前年比+89人と増加が顕著であり、過去10年で最多となっています。
京都府内において刑法犯で検挙された少年（犯罪少年）の人口比は、全国平均を下回りました。

凡 例

犯 罪 少 年	罪を犯した14歳以上20歳未満の者
触 法 少 年	刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者
ぐ 犯 少 年	保護者の正当な監護に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年
非 行 少 年	犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年
不良行為少年	非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年
人 口 比	国勢調査の結果を基礎に算出した14歳から19歳までの推計人口 1,000人当たりの検挙人員
初発型非行	万引き、自転車盗、オートバイ盗及び占有離脱物横領

注1 本資料の図表における構成比は、四捨五入してあるため、合計と内訳の数値の計が一致しない場合がある。
注2 令和6年12月12日に大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律が施行されたことにより、「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改めて、表記している。

1 京都府における少年非行状況

区 分			令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	増 減	
								人員	増減率%
非 行 少 年	刑 法 犯	犯罪少年	338	283	403	450	449	▲ 1	▲ 0.2
		触法少年	162	182	232	196	285	89	45.4
		計	500	465	635	646	734	88	13.6
	特別法犯	犯罪少年	145	131	144	129	146	17	13.2
		触法少年	17	18	33	20	37	17	85.0
		計	162	149	177	149	183	34	22.8
	ぐ 犯 少 年		10	9	4	3	3	0	0.0
	合 計		672	623	816	798	920	122	15.3
不 良 行 為 少 年		21,043	24,497	27,727	33,528	32,553	▲ 975	▲ 2.9	

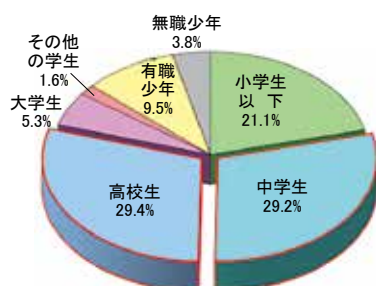
令和7年中の非行少年の検挙・補導人員は、920人（前年比+122人、+15.3%）でした。
不良行為少年の補導人員は、32,553人（前年比-975人、-2.9%）でした。

2 刑法犯少年の検挙・補導状況

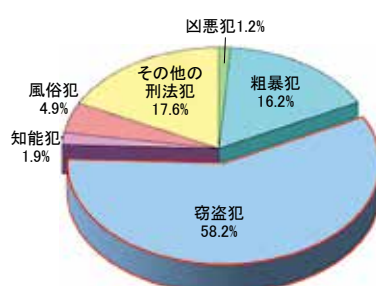
(1) 学職別、包括罪種別

区 分		小学生 以下	中学生	高校生	大学生	その他の 学生	有職 少年	無職 少年	計	増 減	
										人員	増減率%
総 数		155	214	216	39	12	70	28	734	88	13.6
凶 悪 犯		2		4			3		9	▲ 8	▲ 47.1
粗 暴 犯		28	34	27	4	4	16	6	119	▲ 13	▲ 9.8
窃 盗 犯		88	117	136	23	3	43	17	427	78	22.3
うちオートバイ盗			9	28	1		3	4	45	3	7.1
うち自転車盗		9	21	24	8	2	7	1	72	19	35.8
うち万引き		71	67	61	9	1	14	8	231	62	36.7
知 能 犯		1	2	3	3	2		3	14	5	55.6
風 俗 犯		1	10	18	4		3		36	4	12.5
そ の 他 の 刑 法 犯		35	51	28	5	3	5	2	129	22	20.6
うち占有離脱物横領		5	9	13	4	2	2		35	▲ 3	▲ 7.9
前 年 対 比	人 員	51	35	6	6	▲ 1	▲ 13	4	88		
	増 減 率 %	49.0	19.6	2.9	18.2	▲ 7.7	▲ 15.7	16.7	13.6		

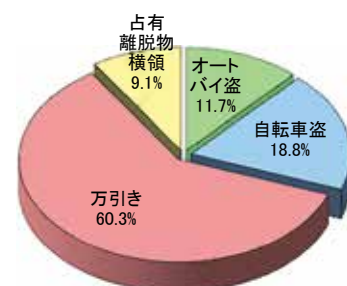
◎刑法犯検挙・補導人員734人の概要



学職別



包括罪種別

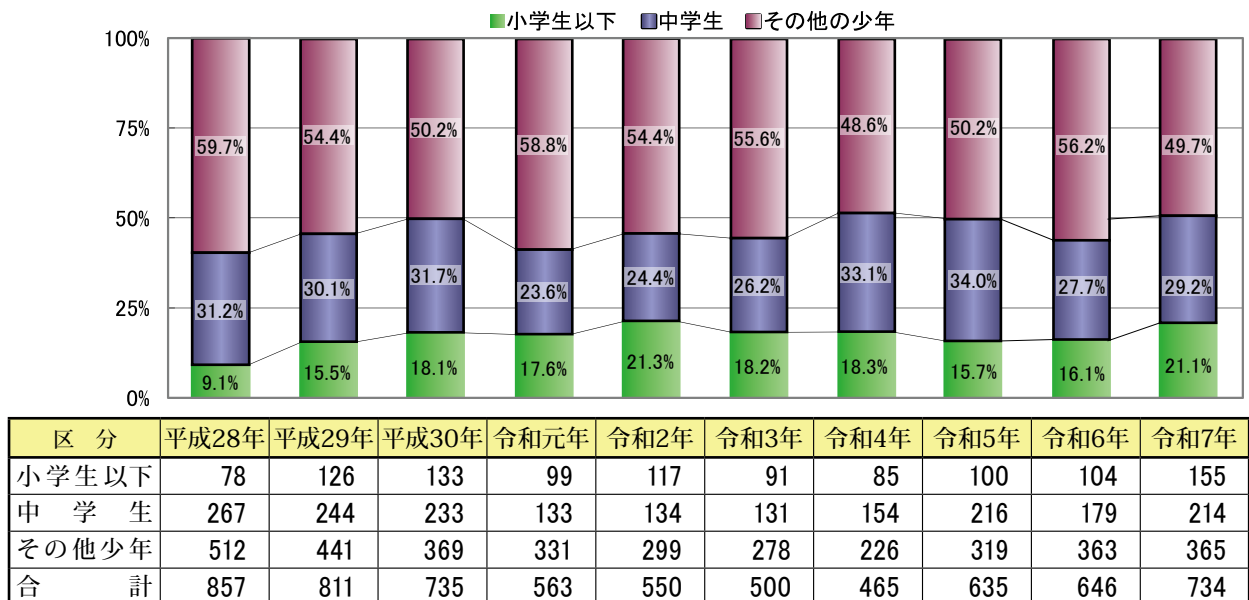


初発型非行 (383人)

刑法犯で検挙・補導した少年のうち、学職別では、中学生と高校生で全体の約6割を占めています。

罪種別では、暴行、傷害といった粗暴犯が減少し、窃盗犯が約6割を占め増加しています。
初発型非行が、刑法犯全体の約半数を占めています。

(2) 非行の低年齢化



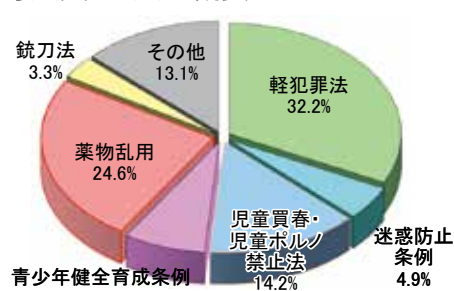
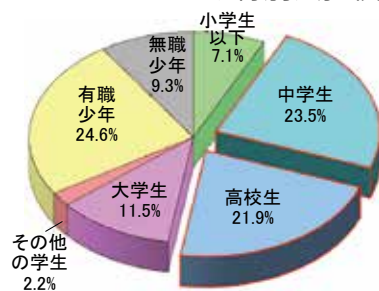
小学生以下の少年の占める割合が 21.1%（前年比+5 P）と増加しており、依然として非行の低年齢化がうかがわれることから、スクールサポーターによる小学校低学年を対象とした非行防止教室の開催などに取り組んでいます。

3 特別法犯少年の検挙・補導状況

(1) 学職別、違反法令別

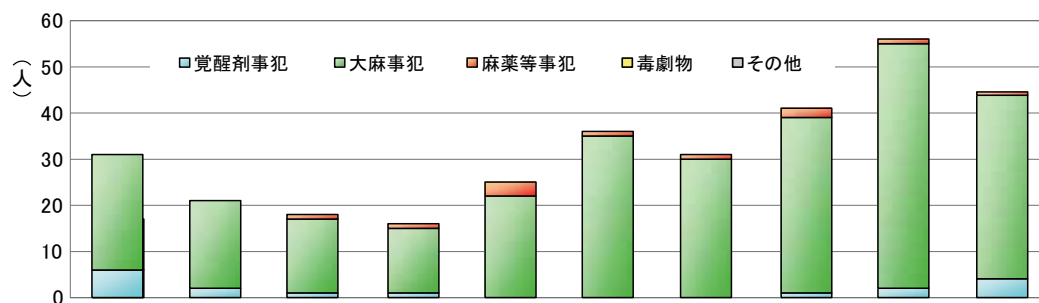
区 分	小学生以下	中学生	高校生	大学生	その他の学生	有職少年	無職少年	計	増 減 人員	増減率%
総 数	13	43	40	21	4	45	17	183	34	22.8
軽 犯 罪 法	12	20	17	1		7	2	59	26	78.8
迷惑行為防止条例		6	2	1				9	4	80.0
青少年健全育成条例			1	4	2	4	3	14	1	7.7
廃 棄 物 処 理 法						1		1	▲ 1	▲ 50.0
児童買春・児童ポルノ法		11	9	3	1	1	1	26	10	62.5
銃砲刀剣類所持等取締法		3	2			1		6	3	100.0
覚 醒 剤 取 締 法			1			2		3	1	50.0
大麻草栽培規制法 (旧大麻取締法)								0	▲ 52	▲ 100.0
麻 薬 等 取 締 法		1	4	4		25	8	42	41	4,100.0
麻 薬 特 例 法								0	▲ 1	▲ 100.0
そ の 他	1	2	4	8	1	4	3	23	2	9.5
前 年 同期比	8	13	4	1	▲ 3	2	9	34		
増 減 率 %	160.0	43.3	11.1	5.0	▲ 42.9	4.7	112.5	22.8		

◎特別法犯検挙・補導人員183人の概要



特別法犯で検挙・補導した少年のうち、学職別では、中学生と高校生が全体の約4割を占め、違反法令別では、麻薬等取締法違反や覚醒剤取締法違反の薬物乱用事犯が全体の約3割を占めています。

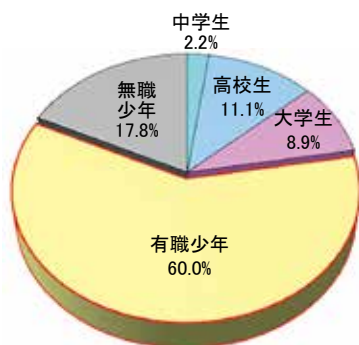
(2) 薬物乱用少年の状況



区 分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
総 数	31	21	18	16	25	36	31	41	56	45
覚 醒 剤 事 犯	6	2	1	1				1	2	3
大 麻 事 犯	25	19	16	14	22	35	30	38	53	41
うち中学生	1		1	1		1			1	1
うち高校生	5	4	4	2	7	11	2	5	11	3
麻 薬 等 事 犯			1	1	3	1	1	2	1	1
毒 劇 物										
そ の 他										

※ 麻薬特例法を含む

◎薬物乱用少年45人の概要 (学職別)



大麻吸引に使う器具など

薬物乱用少年45人のうち、41人（前年比－12人、－22.6％）が大麻事犯で検挙されており、少年へ的大麻の蔓延が懸念されます。

警察では、薬物乱用防止教室等を通じ、少年に大麻を始めとする違法薬物の危険性を正しく理解させる取組を行っています。

～大麻乱用をなくすには～

大麻は依存性や記憶力の低下、判断力の鈍化など心身に悪影響を及ぼす可能性があります。特に青少年には脳の発達に深刻な影響を与えるおそれがあります。安易な興味や周囲の誘いに流されず、正しい知識を持ち、自分の健康と将来を守るように習得させることが重要です。

薬物乱用Q&A!

Q1 「大麻は害はない」と聞きましたが本当ですか？

Q2 一度だけなら大丈夫って聞きましたが本当ですか？

答えは次ページ

Q3 一度依存症になるともう治らないのですか？

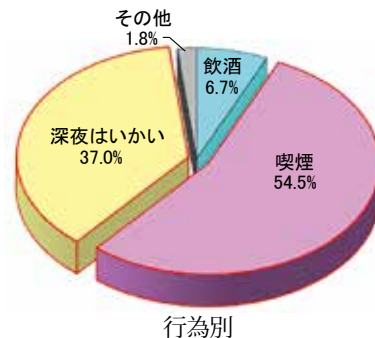
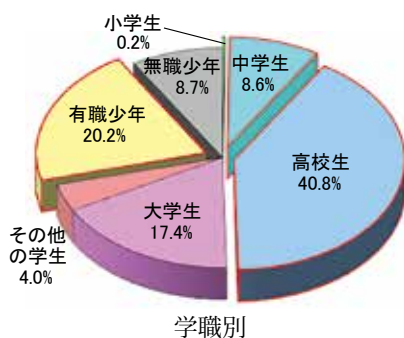
Q4 処方箋薬や市販薬なら薬物乱用にならないのですか？



4 不良行為少年の補導状況

区 分	小学生以下	中学生	高校生	大学生	その他の学生	有職少年	無職少年	総数	増	減
									人員	増減率%
総 数	71	2,797	13,288	5,662	1,314	6,591	2,830	32,553	▲ 975	▲ 2.9
飲 酒		20	159	1,561	162	194	96	2,192	341	18.4
喫 煙	5	829	4,337	4,095	1,116	5,375	1,980	17,737	937	5.6
薬 物 乱 用									▲ 4	▲100.0
粗 暴 行 為	8	50	20	1		2	2	83	▲ 28	▲25.2
刃 物 等 所 持				1				1	▲ 4	▲80.0
金 品 不 正 要 求										—
金 品 持 ち 出 し	3		1					4		
性 的 い た ず ら										—
暴 走 行 為		1	30	2	2	33	8	76	13	20.6
家 出		1	2					3	▲ 2	▲40.0
無 断 外 泊		12	20		1	4	3	40	▲ 45	▲52.9
深夜はいかい	46	1,740	8,502		33	978	741	12,040	▲ 2,119	▲ 15.0
怠 学	4	59	197					260	▲ 114	▲30.5
不健全性的行為			3			1		4	3	300.0
不良交友		1	3			2		6	6	—
不健全娯楽	5	84	14	2		2		107	41	62.1
前 年 対 比	人 員	▲ 11	▲ 470	▲ 695	329	89	168	▲ 385	▲ 975	
	増 減 率 %	▲13.4	▲14.4	▲ 5.0	6.2	7.3	2.6	▲12.0	▲ 2.9	

◎不良行為補導人員32,553人の概要



非行の前兆である喫煙、深夜はいかい等の不良行為を行う少年に対する街頭補導活動により、令和7年中に32,553人の少年を補導しました。

学職別では高校生が最も多く、次いで有職少年となっています。

また、中学生と高校生が、全体の約5割を占めています。

行為別では、「深夜はいかい」と「喫煙」で、全体の9割以上を占めています。



A1. 答えはNOです。大麻は有害な薬物です！

インターネット等には誤った情報がたくさん流れています。だまされないで！

A2. 絶対にそんなことはありません。違法薬物の使用は一度でも「乱用」です。

「一度だけなら大丈夫」という軽い気持ちで乱用者になった例はたくさんあります

A3. 長期間薬物の影響に苦しむこととなり、完治は非常に困難です。

乱用をやめてもささいなストレスでフラッシュバック(突然の幻覚・妄想の再燃)が起こることがあります。

A4. 処方薬や市販薬でも用法・用量を守らなければ「乱用」です。

違法薬物でもなくても、過剰摂取(オーバードーズ)すれば中毒や依存を引き起こす危険な行為です。

大切なのは正しい知識と断る勇気！正しい知識を伝え、違法薬物から少年たちを守りましょう！

5 福祉犯の検挙状況

区 分	令和6年			令和7年			増減		
	検挙件数	検挙人員	被害少年	検挙件数	検挙人員	被害少年	検挙件数	検挙人員	被害少年
児 童 福 祉 法	1	1					▲ 1	▲ 1	
二十歳未満ノ者飲酒禁止法				2	3	2	2	3	2
二十歳未満ノ者喫煙禁止法	22	20	22	17	17	17	▲ 5	▲ 3	▲ 5
風 営 適 正 化 法									
職 業 安 定 法									
労 働 基 準 法									
青少年健全育成条例	40	32	34	44	38	40	4	6	6
児童買春・児童ポルノ禁止法	81	53	44	102	48	52	21	▲ 5	8
うち児童ポルノ	64	37	38	97	45	48	33	8	10
性的姿態撮影等処罰法	130	71	83	150	73	96	20	2	13
面 会 要 求 等	4		2				▲ 4		▲ 2
そ の 他	2	2	2	4	6	4	2	4	2
合 計	280	179	187	319	185	211	39	6	24

令和7年中の福祉犯の検挙状況は、検挙件数319件、検挙人員185人、被害少年211人で、前年比で検挙件数、検挙人員、被害少年数すべて増加しています。
また、児童ポルノ事犯の被害少年の約3割がSNSの利用に起因しています。

6 SNSの利用に起因する事犯に係る被害児童数

(1) 違反法令別

区 分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	前年比	
							増 減	増減率%
総 数	36	43	35	44	38	36	▲ 2	▲ 5.3
児童買春・児童ポルノ禁止法	18	24	22	32	21	15	▲ 6	▲ 28.6
うち児童買春	2	4	7	10	5	2	▲ 3	▲ 60.0
児 童 福 祉 法	1		1	1				—
青少年健全育成条例	11	18	6	7	3	8	5	166.7
うちみだらな性行為	5	12	5	1		5	5	—
※ 重 要 犯 罪	6	1	6	4	11	10	▲ 1	▲ 9.1
うち不同意性交等	2		2	2	6	2	▲ 4	▲ 66.7
うち不同意わいせつ	3	1	2	1	5	6	1	20.0
逮 捕 監 禁								—
面 会 要 求 等								—
性的姿態撮影等処罰法					3	3		0.0

※ 重要犯罪は殺人、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買を計上

令和7年中のSNSの利用に起因する事犯に係る被害児童数は36人（前年比－2人、－5.3%）となり、ここ数年は横ばいで推移しています。

STOP! 子供の性被害!

SNSで知り合った相手にだまされて、子ども達が自分の裸の写真を送ってしまうなどの性被害を防止するために、京都府警察では、X(旧Twitter)における注意喚起・警告活動や、啓発用ポスターを作成するなどの活動を行っています。



啓発用ポスター



注意・喚起警告用

(2) 学職別

区 分		令和7年					
		小学生以下	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年
被 害 児 童		1	25	10			
前 年 比	増 減	▲ 3	7	▲ 5			▲ 1
	増 減 率	▲ 75.0	38.9	▲ 33.3	—	—	▲ 100.0
		計					
		36					
		▲ 2					
		5.3					

学職別では、中学生が25人と最も多く、前年比で7人増加しています。

7 少年相談活動の実施状況

(1) 少年相談活動状況

年次 相談		令和7年		うち 非行問題	うち 学校問題	うち 家庭問題	うち 犯罪被害
		構成比					
総 数	少年自身	195	25.9	62	31	32	39
	保 護 者	427	56.6	72	81	139	52
	そ の 他	132	17.5	56	23	16	12
	計	754	100.0	190	135	187	103

令和7年中に警察本部少年課及び警察署における少年相談活動は754件で、そのうち保護者からの相談は427件でした。

また、相談内容は非行問題が190件（少年相談全体の25.2%）でした。

(2) 少年自身による相談の学職男女別

学職 区分		学 生 ・ 生 徒						有職 少年	無職 少年	不詳
		少年 自身	小学生 以下	中学生	高校生	大学生	その他の 学生			
男 子		101	1	8	80	2	2	5	2	1
女 子		94	2	46	40			1	3	2
総 数		195	3	54	120	2	2	6	5	3
	構成比	100.0	1.5	27.7	61.5	1.0	1.0	3.1	2.6	1.5

少年自身からの相談195件のうち、高校生が120件（全体の61.5%）と約6割を占め、学生・生徒で約9割を占めています。

男女別では、男子101件（51.8%）、女子94件（48.2%）となっています。

絶対ダメ!「闇バイト」は犯罪です!

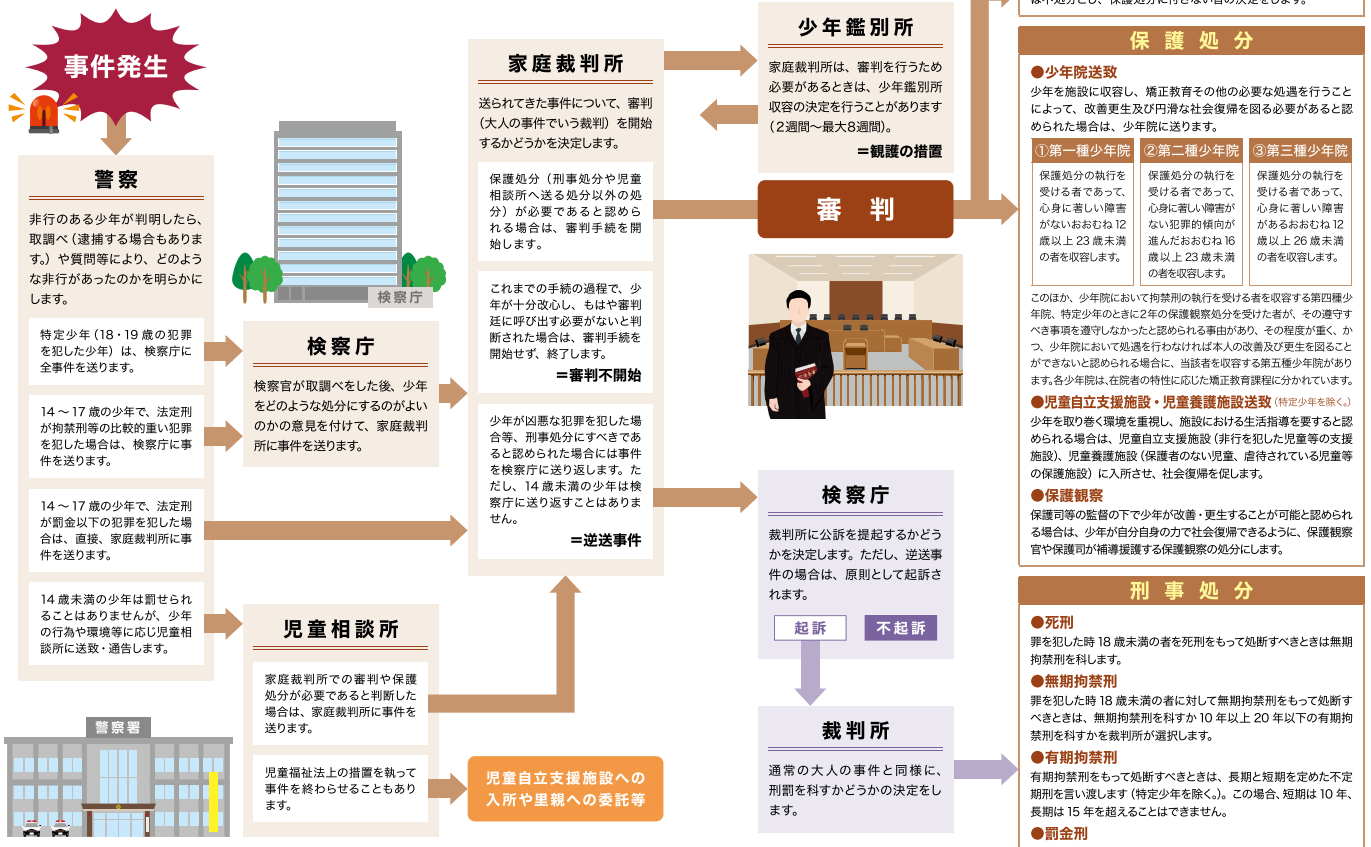
闇バイトの実態として、『楽で、簡単、高収入』を強調した勧誘が行われ、シグナルやテレグラムなど匿名性の高いアプリに誘導された少年が、犯罪実行者として住宅に侵入し金品を奪う事件が、全国で広がっています。

犯罪実行者として利用される少年は使い捨てにされた挙げ句、逮捕され厳しい処罰を受けることになり人生の歯車が狂います。

おかしいと感じたら、すぐに警察や周りの信頼できる大人に相談してください。



少年事件手続きの流れ (概要)



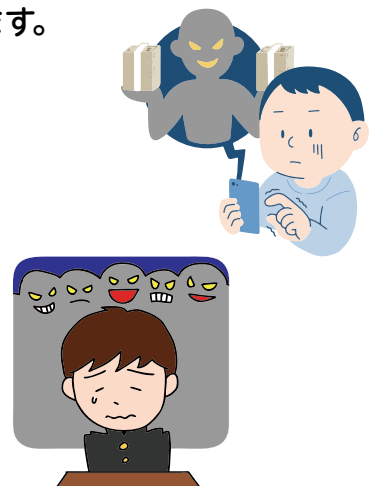
ヤングテレホン（少年相談）のご案内

少年サポートセンターでは、20歳未満の方の非行問題や犯罪被害などに関する相談を臨床心理士などが平日9:00～17:45の間に、受け付けています。

※相談できる方は、20歳未満の方やその家族、関係者の方です。



- いじめや友人関係の悩み
- 家庭内暴力やしつけ、家出
- 大麻などの薬物問題
- 児童ポルノなどに関する相談
- その他少年に関する相談



ひとりで悩まずご相談ください。

ヤングテレホン

075-551-7500

